番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	男女平等度 男女格差 ジェンダーギャップ報告によると調査対象国中で過去最低。政治でも女性の進出が実現していない深刻な状況です。教育、健康の分野ではほぼ平等が達成されているといわれていますが、特に女性の意識改革が必要で「男にも負けない、やればできる」という自信を持つべきと思います。 共働きが当り前になっている今日、男も女も仕事と家庭、ワークライフバランスが最も重要だと思います。 条例を定めることは良い事ですが、群馬県、そして太田市は特に意識改革が遅れていると一般的にいわれています。時間はかかりますが条例を定めて少しでも具体的にする事はよい事です。	て、様々な施策を総合的に計画し推進してきたところですが、ご意見のとおりまだまだ意識が高いといえる状況ではありません。 条例制定後は今まで以上に、市の責務を果たすため各種施策を積極的に実施し、意識改革に取り組んでまいります。 男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等に重要なことは、全ての市

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
	待ちに待った太田市の「ジェンダー平等に関する条例」の案が示され、今年一番うれしい出来事です。県や県下の市町村でも条例ができ、その目的に向かって推進されているのに、太田市は協議会(※1)で議論するのみでした。条例策定に向けご尽力くださった関係者の皆さまに深く感謝いたします。 閲覧し、長い間待った甲斐があったと思いました。わかりやすい言葉で示され、しかも望むことが全て網羅されているように思います。ありがとうございます。 先ずは市の責務として、為政者はじめリーダーが率先して基本理念を形だけでなく熟知・意識改革し、他の模範となって遂行されますことを強く要望致します。 (※1):男女共同参画推進協議会のこと。学識経験者や関係団体の代表者、一般公募で選ばれた委員で構成され、太田市男女共同参画基本計画に基づく事業の推進について協議・評価等を行います。	田市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現とジェンダー平等の推進を位置づけました。 本条例につきましては、その実現に向けて様々な取組が必要となっている状況であること、太田市男女共同参画推進協議会において、以前から要望があったことを鑑み、制定に向けての動きとなりました。 市といたしましては、条例制定後は、その責務を果たすため、各種施策を積極的に実施し、全ての市民が、性別等にかかわらず個人として尊重さ

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
	今回の条例案には下記3項目の趣旨の条文明記をお願いします。 ①教育現場の内科検診等における男女の上半身露出の配慮、並びに小学5年生(10歳)以上の服装選択肢化を努力義務化 ②義務教育での水泳指導の際、ラッシュガード着用を自由化 ③更衣室等のプライベートスペース確保の努力義務化 内科検診での「衣服の上から聴診器」のやり方は企業健康診断では常識な一方で教育機関ではまだまだ少数派だと思いますが、私の知る限り県内の高校でも実施例はあります。また、定期検診のみならず、体育科水泳授業などでも同じような配慮の行き届いた教育をお願いします。 からだの露出に対する考え方は個々人それぞれです。太田市には今回の条例案が、男子児童生徒もそして女子児童生徒も、それぞれのプライバシー認識に適応した学校生活を送れるような、配慮対応を求める条文を記したものになりますようお願いします。	

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
	太田市は男女共同参画推進条例がいまだに制定されていなかったのか!と大変驚きました。 すでに制定、施行されているほかの市と比べるととてもシンプルですが、まずは制定される運びとなったことがとても良かったと思います。この条例が施行され、市民に浸透し、誰もが今より暮らしやすい太田市になることを願っています。	本市は、平成20年3月に「太田市男女共同参画基本計画」を策定しました。以降5年ごとに「基本計画」の見直しを重ね、令和5年3月に「第4次太田市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現とジェンダー平等の推進を位置づけました。 条例制定につきましては、令和6年3月定例議会に議案提出し、令和6年4月1日施行に向けて進めております。市といたしましては、男女共同参画社会の実現をはじめ、全ての市民が性別等にかかわらず個人として尊重され、その個性及び能力を十分に発揮し、互いに多様性を認め合い、かつ、あらゆる暴力及び差別的な取扱いを受けることがないようなまちづくりに努めてまいります。

番号	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
5	①第3条(6) 「性別による固定的な役割分担」が強制され、不合理性/不利益がある場合に見直せばよいので、全般的に(性別等に配慮したものまで)見直すような本表現は問題かと思います。 ②第6条1 職種によっては、性別を問わない「均等な雇用の機会及び待遇の確保」は難しいと思いますが、これは努力義務であり、罰則はないとの理解でよいのでしょうか? 厳密な「均等な雇用の機会及び待遇の確保」を推進した結果生じた、不利益(性犯罪など)の補償はしてくれるのでしょうか? ③第7条1 第2条でいう、「教育関係者」に私塾のようなところは適用対象にする必要はないと思います。学校教育法の第1条に掲げられている教育施設(幼稚園、小・中・高校、大学等や、社会教育に限定すべきと思います。 ④第7条2 性自認および性的指向、それに伴う性表現は、生育の過程で自ずから育まれるものであり、年少からこれらの教育(性教育を含む)を行うと、むしろ性自認/性的指向が歪なものになりかねず、本人の自我の発達や、将来的に社会へ悪影響を及ぼす懸念があります。 教育の対象年齢は十分に配慮する必要があると思います。	